

真庭くらし応援クーポン券取扱店募集要項

【発行目的】

物価高騰の影響を受けている市民のくらしにおける支出を支援するため「真庭くらし応援クーポン券」の発行を行う。

【クーポン券の概要】

発行者	真庭市
事業委託先	公益社団法人 真庭市シルバー人材センター
クーポン券	1,000円券×10枚
対象者	令和6年1月1日時点で真庭市に住所を有する世帯
有効期限	令和6年2月23日（金）～令和6年5月31日（金）
換金期間	令和6年2月23日（金）～令和6年7月1日（月）

【クーポン券の利用対象にならないもの】

- ・出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製ハガキ、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・クーポン券の交換又は売買

【クーポン券取扱店について】

①登録できる取扱店

真庭市内で小売店、飲食店、サービス店その他の市民が日常的に買い物を行うことができる事業所。
（※反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者及び、上記【クーポン券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等は登録できません。）

②ご登録店のPRについて

- ・取扱店一覧チラシを作製し、クーポン券対象世帯に配布します。
- ・真庭市ホームページに取扱店一覧を掲載します。

【クーポン券取扱店の登録申請について】

前回（令和5年7月20日～令和5年10月31日実施）、くらし応援クーポン券事業に登録済の店舗については、継続登録店舗として扱いますので、改めて登録申請をする必要はありません。

今回、継続登録を希望されない場合は、2月7日（水）までに下記に連絡ください。

公益社団法人真庭市シルバー人材センター久世支所

〒719-3201 真庭市久世2927-2

(真庭市役所 駐車場 ハローワーク 2階)

電話(0867)42-0121 FAX(0867)45-0072

※2月7日(水)以降も新規に申込は可能です。ただし、クーポン配布時に同封する取扱い店舗一覧表チラシに掲載されません。真庭市のホームページにより、登録店舗の一覧表に追加掲載します。

【取扱店の責務等】

取扱店は、次に掲げる事項を遵守してください。

- ①使用されるクーポン券は、真庭市シルバー人材センターが事前に配布する見本と間違いないか確認してください。なお、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受取りを拒否するとともに、すみやかに警察へ通報していただき、真庭市シルバー人材センター事務局までご連絡をお願いします。クーポン券の見本については、レジ担当者やクーポン券を取り扱う全ての店員に周知願います。
- ②取引によりクーポン券を受け取ったときは、再流出を防止するため券裏面に取扱店受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受取を拒否してください。
- ③回収したクーポン券を換金することなく他の取扱店で使用しないでください。
- ④登録された事業所は、取扱店一覧表に記載することを承諾してください。
- ⑤その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないでください。

【換金手続きについて】

物品の販売又は役務の提供などの取引においてクーポン券を受取った取扱店は、換金を申し出ることができます。その方法は、今後、真庭市シルバー人材センターか市内の各金融機関において行えます。**(201枚以上の場合は、公益社団法人真庭市シルバー人材センター久世支所に直接持参ください。)**

【禁止事項】

以下の事項は、禁止いたします。

- ・クーポン券の利用を見込んで、通常よりも価格を高く設定することを禁止します。
- ・クーポン券の利用対象とならないものを販売することを禁止します。

【その他留意事項】

- ・利用期間を過ぎたクーポン券の受け取りはしないでください。
- ・利用者がクーポン券で購入したものが券面額を下回った場合において、つり銭は支払わないでください。
- ・クーポン券は現金と交換しないでください。

【お問い合わせ先】

- 店舗登録、換金に関すること

〒719-3201

真庭市久世 2927-2 市役所駐車場 ハローワーク 2階

公益社団法人真庭市シルバー人材センター久世支所

電話：0867-42-0121

FAX：0867-45-0072

- 事業全般に関すること

〒719-3292

真庭市久世 2927-2

真庭市役所生活環境部くらし安全課

電話：0867-42-1017

FAX：0867-42-1319